

○筑波大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

〔令和2年3月26日〕
学 長 決 定
改正 令和 5年 2月16日

筑波大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

(目的)

- 1 この決定は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の教職員（名誉教授を含む。）及び学生（児童及び生徒を含む。）（以下「本学の構成員」という。）が、社会の一員であるとの認識のもと、健全な社会常識から逸脱した言動をとることがないように留意するとともに、本学の構成員であることの自覚と責任を持ち、ソーシャルメディアの安全で適正な利用に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 ソーシャルメディアとは、Twitter、Facebook などのソーシャル・ネットワーキング・サービス並びにブログ、動画共有サイト、無料通信アプリなどに代表されるインターネットやウェブ技術を用いて不特定多数のユーザーに情報を発信できるメディアサービスの総称をいう。

(適用範囲)

- 3 この決定は、本学の構成員が業務上又は業務外にかかわらずソーシャルメディアを利用する行為に適用する。

(基本原則)

- 4 ソーシャルメディアの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 法令等の遵守
日本国の法令（国外においては当該国の法令及び国際法を含む。）、本学の法人規則等及びソーシャルメディアの利用規約等を遵守すること。
 - (2) 権利の尊重
基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などの権利を侵害することがないように十分留意すること。
 - (3) ルール・マナーの遵守
 - ア 誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容その他公序良俗に反する内容を発信しないこと。
 - イ 個人情報、肖像、プライバシーなどに関する内容は、事前に当該者の同意を得た上で発信すること。
 - (4) 守秘義務
本学、兼業先、アルバイト先等で知り得た情報であって、守秘義務を負うものについては、発信しないこと。
 - (5) 適切な情報の発信
 - ア 正確な情報の発信に努め、本学の信用又は名誉を傷つけるような虚偽の情報、不確かな情報、誤解を招く情報等は、発信しないこと。
 - イ 発信した情報が、事実と反する場合又は誤りであった場合は、速やかに訂正するとともに

に、適切な方法により謝罪するなど、誠実な対応に努めること。

(6) 免責文の記載等

本学の構成員であることを明らかにした上でソーシャルメディアを利用する場合は、発信内容は個人の見解であり本学を代表するものではないことを明記するとともに、本学の構成員としての資質を問われかねないような内容は、発信しないこと。

(7) 情報の発信の心得

ア ソーシャルメディアを利用するに当たっては、当該ソーシャルメディアの特性を理解した上で利用すること。

イ ソーシャルメディアを利用するに当たっては、個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方を許容する姿勢を持つこと。

ウ ソーシャルメディアを利用するに当たっては、不特定多数の者が見る可能性があることから、些細な書き込み等であっても、本学に多大な影響を及ぼす可能性があるということを認識すること。

エ 大学名や個人名を明かさずにソーシャルメディアを利用する場合であっても、過去の発信内容や様々な情報から、これらを推測される場合があることを認識すること。

オ 私的に情報の発信を行う場合であっても、常に本学の構成員であるという自覚と責任を認識し、社会の一員として良識ある行動をとること。

カ 一度インターネット上に発信した情報は、完全に削除することは困難であるということを認識すること。

キ 発信した情報に関して批判的又は攻撃的な反応があった場合であっても、冷静に対応するとともに、無用な議論となることを避けること。

(調査)

- 5 本学の構成員がソーシャルメディアを私的に利用した結果、法令等の違反、権利の侵害、守秘義務違反等の疑いが生じた場合又は本学の信用若しくは名誉を著しく損なうものと判断した場合は、関係機関等と協力の上、情報の発信に関する履歴を調査するとともに、本学に当該事案に関する調査委員会を設置の上、調査する場合がある。

(不適切な利用に対する措置等)

- 6 前各項に規定するもののほか、ソーシャルメディアを利用するに当たっては、次に掲げる事項について確認すること。
- (1) ソーシャルメディアの不適切な利用により、本学の名誉若しくは信用を傷つけた場合は法令、本学の法人規則等に抵触した場合は、処分等の対象となること。
 - (2) 前号の処分等の対象となった場合は、本学の求めにより、発信した情報を修正又は削除すること。
 - (3) 本学の構成員がソーシャルメディアを私的に利用したことにより、第三者が被った損害及び逸失利益について、本学は補償しないこと。

附 記

この決定は、令和2年4月1日から実施する。

附 記 (令5. 2. 16)

この決定は、令和5年3月1日から実施する。